

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正
(税務課) 2

—— 告 示 ——

- 亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部改正 (高齢福祉課) 12
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 12
- 亀岡市公の施設の指定管理者の指定 (夢ビジョン推進課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 14
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 15
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 15
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 16

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 17
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 17
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 17

- 亀岡市森林整備計画の樹立に伴う計画案の縦覧 (農林振興課) 22

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正 23

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 23
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 23
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 24

規則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成25年1月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第1号

亀岡市税条例施行規則の一部を改
正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規
則第17号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「納税証明書」を「納税
証明書等」に改め、同条第1項中「（別記第
31号様式）」の次に「又は完納証明書（別記
第31号様式の2）」を加える。

別記様式目次中

「第31号 納税証明書 第16条関係」を
「第31号 納税証明書 第16条関係
第31号の2 完納証明書 〃」
に、「第45号 法人の市民税更正・決定通知
書」を「第45号 法人市民税更正・決定通知
書」に改める。

別記第7号様式、別記第30号様式、別記第
30号の2様式、別記第31号様式（その2）、
別記第31号様式（その3）及び別記第31号
様式（その4）を次のように改める。

第7号様式（第4条関係）

亀岡市 納付書兼領収証書



口座番号	
加入者名	

様

納税義務者			
納付番号			
世帯番号		通知番号	
税額	円	督促手数料	円
延滞金	円	合計金額	円
調年	課年	期別	納期限

上記の金額を納期限までに納付してください。

金融機関等の領収日付印のあるものが領収証書になります。

お問い合わせ先 保存期間5年（納付者控） 収納代行

領収日付印

（収入印紙不要）

第30号様式（第15条関係）

（過誤納金還付通知書）

様
様分

還付番号	税目名	
通知番号	世帯番号	
年 月 日納付		年度 第 期分
	本 税 円	督 促 手 数 料 円
		延 滞 金 円
		合 計 円
納付額		
課税額		
差引過誤納額		(払いもどし合計額)
還付理由	1. 税額変更 2. 過誤納付 3. ()	

上記の差引過誤納額合計（払いもどし合計額）を払いもどします。

年 月 日

亀岡市長 印

市税等を払いもどします

あなた（貴社）が亀岡市に納められた市税等の一部に表記のとおり、過誤納等がありましたので、地方税法第17条（過誤納金の還付）に基づき払いもどします。

※ 払いもどし金は、銀行・農協など金融機関に振り込んでお支払いします。

あなた（貴社）の預金口座を市税等還付金口座振込依頼書でお知らせください。

分からない点がありましたら下記までお問い合わせください。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市 部 課 TEL0771(25)5014

第30号の2様式(第15条関係)

様

過誤納金充当通知書

あなたが納められた税金に過誤納が発生しましたので、地方税法第17条の2(過誤納金の充当)に基づき、下記のとおり充当します。

年 月 日

亀岡市長 印

過誤納分

税目	年度 第 期分			
通知番号	年 月 日納付			
	本 税	督 促 手 数 料	延滞金	合 計
納付額				
課税額				
差引過誤納額				



充当先1

税目	年度 第 期分			
通知番号				
	本 税	督 促 手 数 料	延滞金	合 計
充当額				

充当先2

税目	年度 第 期分			
通知番号				
	本 税	督 促 手 数 料	延滞金	合 計
充当額				

充当先3

税目	年度 第 期分			
通知番号				
	本 税	督 促 手 数 料	延滞金	合 計
充当額				

充当先4

税目	年度 第 期分			
通知番号				
	本 税	督 促 手 数 料	延滞金	合 計
充当額				

充当先5

税目	年度 第 期分			
通知番号				
	本 税	督 促 手 数 料	延滞金	合 計
充当額				

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市 部 課 0771(25)5014

第31号様式(その2)(第16条関係)

納税証明書

納税義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

事業年度	税 目	納付すべき額 (円)	納付済額 (円)	未納額 (円)	納期未到来額 (円)	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

亀岡市長

印

第31号様式（その3）（第16条関係）

納税証明書

住所

氏名（商号又は名称）

上記申請者は、本日現在市税の未納がないことを証明します。

年 月 日

亀岡市長



第31号様式（その4）（第16条関係）

納税証明書

住所

氏名（商号又は名称）

上記申請者は、申請前2年以内に市税に係る滞納処分を受けたことがないことを証明します。

年 月 日

亀岡市長



別記第31号様式（その4）の次に次の4様式を加える。

第31号様式（その5）（第16条関係）

納税証明書

住 所

氏名（商号又は名称）

上記申請者は、過去3年間に市税に係る滞納処分を受けたことがないことを証明します。

年 月 日

亀岡市長



第31号の2様式（その1）（第16条関係）

完納証明書

納税義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

市税につき滞納なし

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

亀岡市長



第31号の2様式(その2)(第16条関係)

完納証明書

納税義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

市税につき滞納なし
過去2年間市税について滞納処分を受けたことがない

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

亀岡市長



第31号の2様式(その3)(第16条関係)

完納証明書

納税義務者	住所 (所在地)	
	氏名 (名称)	

市税につき滞納なし
過去3年間市税について滞納処分を受けたことがない

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

亀岡市長



別記第33号様式(その1)、別記第33号様式(その2)、別記第35号様式及び別記第45号様式を次のように改める。

第33号様式(その1)(第17条関係)

督促状
通知番号
(納税義務者) 様

あなたの市税が未納になっております。
指定期限までに納付してください。

年 月 日

亀岡市長 印

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows include: 世帯番号, 税額 (円), 督促手数料 (円), 延滞金 (円), 合計 (円).

- 1. 督促手数料について
督促状1通について100円が加算されます。
2. 延滞金について
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%...
3. 滞納処分について
この督促後10日を過ぎてても未納の時は財産の差押えを行うこととなります。
4. 不服申立てについて
この督促状について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

※本状と行違いに納付された場合は、ご容赦ください。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市 部 課 0771(25)5014

第33号様式(その2)(第17条関係)

亀岡市 市民税・府民税(特別徴収)督促状

年 月分

指定番号
(納税義務者) 様

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows include: 税額 (円), 督促手数料 (円), 延滞金 (円), 合計額 (円), 納付指定期限.

(延滞金は発付日現在で計算しています。)

本年度未納額のお知らせ

Table with 5 columns: 該当月, 納期限, 本税, 督促手数料, 延滞金. Multiple rows for monthly data.

上記の金額が未納になっておりますので至急指定の金融機関又は市役所で納付してください。

年 月 日

亀岡市長 印

- 1. 督促手数料について
督促状1通について100円が加算されます。
2. 延滞金について
納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%...
3. 滞納処分について
この督促後10日を過ぎてても未納の時は財産の差押えを行うこととなります。
4. 不服申立てについて
この督促状について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所

◎転職及び退職された方があり異動届の未提出による未納分については、異動届を至急提出してください。

※本状と行違いに納付された場合は、ご容赦ください。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市 部 課 0771(25)5014

(裏)

源泉徴収票、各保険料の支払証明書、寄附金の領収書等申告に必要な書類は、ここに貼ってください。

6 給与所得の内訳

Table with columns: 月, 日, 給, 勤務日数, 月収. Includes rows for months 1-12 and summary rows for 賞与等, 合計, 勤務先所在地, 勤務先名, 電話番号.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除額.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費. Includes a row for 国外株式等に係る外国所得税額.

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

Table with columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table with columns: 総合譲渡 (短期, 長期), 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額.

右上のイの金額を表面の(09)に、ロの金額を表面の(09)に、ハの金額を表面の(09)に記入してください。右のニの金額を表面の(09)の所得金額欄へ記入してください。

ニ 合計イ+ [(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

Table with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 従事月数, 専従者給与(控除額). Includes a summary row for 合計額 and a checkbox for 所得税における青色申告の承認の有・無.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table with columns: 氏名, 生年月日, 住所.

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

Table with columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額.

14 寄附金に関する事項

Table with columns: 都道府県、市区町村へ寄附した金額, 京都府共同募金会、日本赤十字社京都府支部へ寄附した金額, 条例で指定された寄附金を支出した場合.

15 事業税に関する事項

Table with columns: 非課税所得・旧非課税事業の所得など, 損益通算の特例適用前の不動産, 事業用資産の譲渡損失など, 資産の種類, 損失額・被災損失額(白).

16 前年中に所得のなかった人の記入欄（該当番号に○をして記入してください）

Table with columns: 1 学生(年月日現在), 2 生活保護(年月日～年月日), 3 失業中(無職期間)(年月日～年月日), 4 扶養されていたその人の氏名, 5 非課税年金を受給していた(老齢福祉年金・遺族年金・母子年金・障害年金・傷病年金等)収入金額, 6 その他昨年の生活状況.

17 住所が亀岡市外にある方で市内に家屋敷(事業所)を有する方の申告欄

Table with columns: 市内に住所がなく事務所・事業所又は家屋敷を有する人(該当を○で囲んでください), 事務所事業所家屋敷, 前年の所得金額.

第45号様式（第23条関係）

(所在地)
(法人名) 様

法人市民税更正・決定通知書

年度		法人市民税	法人番号
事業年度		年 月 日から 年 月 日まで	の に係る分
法人 税 割 額	課 税 標 準	更正・決定による金額 ①	円
		既に申告された金額 ②	円
		差引増減額 ①-② ③	円
	税	更正・決定による金額 ④	円
		既に申告された金額 ⑤	円
		差引増減額 ④-⑤ ⑥	円
法人 均 等 割		更正・決定による金額 ⑦	円
		既に申告された金額 ⑧	円
		差引増減額 ⑦-⑧ ⑨	円
合 計 ⑥+⑨		⑩	円
更正・決定した理由			
不足税額等の指定納付期限		年 月 日	
<p>地方税法第321条の11の規定によって上記のとおり更正・決定しましたので 通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">京都府亀岡市長 印</p> <p>この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60日以内に、市長に対して異議の申立てをすることができます。</p>			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別記第35号様式については、平成25年度の市民税・府民税の申告分から適用する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第1号

亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成17年亀岡市告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成25年1月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第3号中「家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類第20号」を「家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項及び50の項」に改める。

第4条第1項中「家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条」を「家事事件手続法第28条第1項」に改め、同条第2項中「特別の」を削り、「非訟事件手続法第28条」を「家事事件手続法第28条第2項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第2号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年1月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2311-85012

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成25年1月4日

「揭示済」

亀岡市告示第3号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年1月9日

亀岡市長 栗山正隆

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
ガレリアかめおか	公益財団法人生涯学習かめおか財団 亀岡市余部町宝久保1番地の1	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
亀岡市稗田野生涯学習センター	稗田野町自治会 亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
亀岡市大井生涯学習センター	大井町自治会 亀岡市大井町土田2丁目11番20-110号	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
亀岡市西別院生涯学習センター	西別院町自治会 亀岡市西別院町袖原佃17番地	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
亀岡市河原林生涯学習センター	河原林町自治会 亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
ふれあいプラザ	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会 亀岡市余部町樋又61番地の1	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
亀岡市土づくりセンター	財団法人亀岡市農業公社 亀岡市馬路町大河原31番地	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
亀岡市農業公園	財団法人亀岡市農業公社 亀岡市馬路町大河原31番地	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
亀岡市食肉センター	亀岡市食肉センター管理組合 亀岡市三宅町八田33番地	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで
亀岡市都市公園 (33箇所)	公益財団法人亀岡市都市緑花協会 亀岡市吉川町穴川背戸田29番地	平成25年4月1日から 平成29年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第4号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年1月15日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2301-22020

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成24年9月7日
- 3 無効になる日
 平成25年1月15日

「揭示済」

亀岡市告示第5号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年1月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1909-55008

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成25年1月11日
- 3 無効になる日
 平成25年1月21日

「揭示済」

亀岡市告示第6号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年1月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 亀1101-52040
 (1) 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日
 平成24年4月1日
- (3) 無効になる日
 平成25年1月22日

2 亀1113-99002

(1) 保 険 者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年1月22日

「揭示済」

亀岡市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成25年1月23日

亀岡市長 栗山正隆

認可を行った地縁による団体

1 名称 千代川町北ノ庄区

2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

2) 美化・清掃等区域内の環境の整備

3) 集会施設等の維持管理

4) 防災対策、福祉活動

5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市千代川町北ノ庄のうち、下河原15

番地、中ノ町23番地から25番地、27番地(各々枝番を含む)を除いた区域

4 主たる事務所

亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 俣野 新司

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成25年1月23日

「揭示済」

亀岡市告示第8号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成25年1月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀2311-14003

(1) 保 険 者

亀岡市(26-007-5)

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年1月25日

2 亀1123-21002

(1) 保 険 者

亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成24年4月1日

(3) 無効になる日

平成25年1月25日

「揭示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例(平成5年亀岡市条例第14号)第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成25年1月29日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

- J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
- J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
- J R 並河駅前自転車放置禁止区域
- J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成25年1月29日(火)

午後1時00分~午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 10台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日~土曜日 午前10時~午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771(25)5043

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第1号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成25年1月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成25年1月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第2号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成25年1月22日

亀岡市長 栗山正隆

記

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成25年1月21日
午前11時半頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市本梅町地内 |
| 3 種類 | 雑種 |
| 4 毛色 | 茶 |
| 5 性別 | 雄 |
| 6 体格 | 中 |
| 7 犬の鑑札 | なし |
| 8 注射済票 | なし |
| 9 その他 | 首輪なし |

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成25年1月25日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第3号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成25年1月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

<p>(1) 工事番号及び工事名 管第24-7号 亀岡市公共下水道事業天川接続工事</p>	(入札書比較金額 117,043,000円)
(2) 工事場所 亀岡市曾我部町穴太地内外	(6) 工期 契約日の翌日から平成25年3月31日
(3) 工事種別 土木一式工事	(7) 部分払 無
(4) 工事概要	(8) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)
工事延長 L=457.60m	(9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前金払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。
管推進工	(10) 最低制限価格 採用
VUΦ200(SPΦ450)(夜間)	2 入札参加資格要件
管路延長 25.50m	特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。
推進延長 23.25m	(1) 共同企業体の要件
HPΦ250(昼間)	ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」で認定された者2社による共同企業体とする。ただし、過去に元請若しくは下請で推進工法による施工実績がある者を代表者とする。 なお、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。
管路延長 349.40m	イ 共同企業体は、自主結成とする。
推進延長 342.61m	ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。
VUΦ200(SPΦ400)(昼間)	エ 共同企業体入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。
管路延長 21.70m	
推進延長 19.55m	
管布設工	
VUΦ200(昼間)	
管路延長 61.00m	
管渠延長 59.95m	
立杭工	
ライナープレート式立杭(2500×4541	
・Φ1800)	
2.0箇所	
ケーシング立杭(Φ2000・Φ2500)	
2.0箇所	
補助地盤改良工	
1.0式	
路面覆土工	
1.0式	
人孔設置工	
1号組立人孔(昼間)	
1.0箇所	
2号組立人孔(昼間)	
2.0箇所	
2号組立人孔(夜間)	
1.0箇所	
2号現場打人孔(昼間)	
1.0箇所	
汚水樹設置工	
塩ビ汚水樹(昼間)	
3.0箇所	
取付管工(昼間)	
3.0箇所	
付帯工(昼夜間)	
1.0式	
(5) 予定価格	122,895,150円

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「土木一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格に限る）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) 競争入札に参加しようとする者（個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。））が、当該競争入札に参加しようとする他の代表者等と同一人であるときは、そのうち1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

(6) 次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者のみが当該競争入札に参加できるものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合（親会社と子会社が共同企業体を構成する場合は、この限りでない。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

エ 前各号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 競争入札において、(5)、(6)に該当することが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、それぞれ無効とする。

(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定

に該当していないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（様式1）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（様式2）
- (3) 配置予定技術者調書（様式3）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (4) 類似工事施工実績書（様式4）

※ 推進工法による工事施工実績について記載すること。また、工事（業務）実績証明書又はそれに代わる書面（契約書等）の写しを添付すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成25年1月24日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成25年1月24日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成25年1月31日（木） 午前9時から午後5時まで 平成25年2月1日（金） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成25年2月5日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成25年1月28日（月） 正午まで 設計図書に関する質問 平成25年2月7日（木） 正午まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成25年2月12日（火）	共通事項5のとおり
入札期間	平成25年2月15日（金） 午前9時から午後5時まで 平成25年2月18日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成25年2月19日（火） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、事前公表された予定価格を超える金額又は最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になることもあるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」こととし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により亀岡市森林整備計画を樹立することについて、同法第10条の5第5項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該計画の案を供する。

なお、亀岡市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、亀岡市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成25年1月25日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課
- 2 縦覧期間 平成25年1月25日から
平成25年2月23日まで

「揭示済」

任免及び辞令

三並敏克
渡邊博己
(各 通) 前田厚子
山地敏之
兒嶋正晴

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱します

木藤伸一朗
八嶋正
藤岡美紀子
(各 通) 法貴隆司
楠善夫
廣瀬千鶴子
石山耐子
板倉瑛二
池上素子

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会委員に委嘱します

平成25年1月1日

(各 通) 三山將成
中川裕隆

亀岡市市医に委嘱します

中川裕隆
亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

平成25年1月11日

日下部一郎
亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します

平成25年1月28日

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年1月1日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表14の項中「子（）」を「子又は特別支援学校（高等部専攻科を除く。）に在籍する子（いずれも）」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第1号

亀岡市指定給水装置工事業者
における事業廃止の告示

平成25年1月23日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者から指定給水装置工事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
107	久門設備	久門 嘉幸	亀岡市東別院町小泉塚本6-5

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第2号

亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示

平成25年1月23日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年1月23日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
265	久門設備株式会社	代表取締役 久門 文夫	守口市菊水通1丁目9番9号
266	交南設備株式会社	代表取締役 嶋田 愛親	枚方市津田元町1丁目7番2号

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市下水道排水設備指定工事事業者指定の告示

平成25年1月23日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成25年1月23日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
274	交南設備株式会社	代表取締役 嶋田 愛親	八幡市下奈良今里10-4

「揭示済」